

一	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)	(抄)	1
二	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)	(抄)	6
三	国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)	(抄)	9
四	国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)	(抄)	11
五	国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)	(抄)	13
六	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)	(抄)	17
七	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)	(抄)	19
八	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)	(抄)	20
九	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)	(抄)	23
十	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)	(抄)	33
十一	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)	(抄)	34
十二	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)	(抄)	36
十三	国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)	(抄)	36
十四	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)	(抄)	36
十五	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)	(抄)	37
十六	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)	(抄)	37
十七	植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)	(抄)	38
十八	水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)	(抄)	39
十九	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)	(抄)	40
二十	印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)	(抄)	41
二十一	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)	(抄)	42
二十二	種苗法(平成十年法律第八十三号)	(抄)	43
二十三	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号)	(抄)	44
二十四	食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)	(抄)	44
二十五	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)	(抄)	45
二十六	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)	(抄)	46
二十七	農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	(抄)	47

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	役員及び職員（第九条―第十三条）
第三章	業務等（第十四条―第十七条）
第四章	雑則（第十八条―第二十三条）
第五章	罰則（第二十四条・第二十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであって、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構とする。

（研究機構の目的）

第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の

促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

（持分の払戻し等の禁止）

第七条 研究機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第八条 政府以外の出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって研究機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 研究機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して研究機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(副理事長及び理事の任期)

第十一条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研究機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)

三 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

四 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

七 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

八 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

九 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 前条第二項に規定する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 研究機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 研究機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第三号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項及び第二項の規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(余剰金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第三号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余剰金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。

2 研究機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。

(出資者原簿)

第十九条 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(残余財産の分配)

第二十条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣

二 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関

する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

四 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

五 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣
六 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十五条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十三条 削除

第五章 罰則

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

○ 独立行政法人種苗管理法（平成十一年法律第百八十四号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人種苗管理センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人種苗管理センターとする。

（センターの目的）

第三条 独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。

（中期目標管理法）

第三条の二 センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

（事務所）

第四条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第五条 センターの資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。
 - 二 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。
 - 三 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。
 - 四 前三号の業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 種苗法(平成十年法律第八十三号)第六十三条第一項の規定による集取
 - 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- 3 センターは、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うことができる。

(積立金の処分)

第十二条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業生物資源研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人農業生物資源研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。

二 昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。

三 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

五 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額の

うち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（主務大臣等）

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第三章 業務等（第十一条・第十二条）

第四章 雜則（第十三条・第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業環境技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人農業環境技術研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）は、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十二条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（緊急時の要請）

第十三条 農林水産大臣は、農業生産の対象となる生物の生育環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合において、農作物、家畜又は家さんに重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 研究所は、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施しなければならない。

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	役員及び職員（第六条―第十条）
第三章	業務等（第十一条―第十四条）
第四章	雑則（第十五条・第十六条）
第五章	罰則（第十七条・第十八条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人水産総合研究センターとする。

（センターの目的）

第三条 国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。

2 センターは、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第四条 センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条 センターの資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはいない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

二 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。

三 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

四 さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群の維持のためのものに限る。）を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。

二 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。

三 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 前項第二号の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

5 センターは、第一項、第二項及び前項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保

存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。

(調査結果の公表等)

第十二条 センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(区分経理)

第十三条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項、第四項及び第五項に規定する業務

二 第十一条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十四条 センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十五条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときと認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条―第十条）
- 第三章 業務等（第十一条・第十二条）
- 第四章 雑則（第十三条）
- 第五章 罰則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水産大学校とする。

（大学校の目的）

第三条 独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

（中期目標管理法）

第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 大学校は、主たる事務所を山口県に置く。

（資本金）

第五条 大学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。

3 大学校は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはいない。

(理事の任期)

第八条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 大学校の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十二条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 大学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 役員及び職員（第五条―第八条）

第三章 業務

第一節 通則（第九条・第十条）

第二節 農業者年金事業

第一款 被保険者（第十一条―第十七条）

第二款 給付

第一目 通則（第十八条―第二十七条）

第二目 農業者老齢年金（第二十八条―第三十条）

第三目 特例付加年金（第三十一条―第三十四条）

第四目 死亡一時金（第三十五条―第三十八条）

第五目 給付の制限（第三十九条―第四十一条）

第三款 年金給付等準備金（第四十二条・第四十三条）

第四款 費用（第四十四条―第四十八条）

第五款 審査会（第四十九条―第五十三条）

第六款 雑則（第五十四条―第六十一条）

第四章 財務及び会計（第六十二条・第六十三条）

第五章 雑則（第六十四条―第六十九条）

第六章 罰則（第七十条―第七十二条）

附則

（理事の任期）

第七条 理事の任期は、二年とする。

（審査会）

第四十九条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服を審査するため、基金に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。

5 通則法第二十一条第三項ただし書及び第四項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。

第六十八条 削除

（他の法令の準用）

第六十九条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十一条）

第三章 業務等（第十二条―第十九条）

第四章 雑則（第二十条―第二十六条）

第五章 罰則（第二十七条・第二十八条）

附則

（副理事長及び理事の任期）

第十条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条 信用基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条の規定による債務の保証を行うこと。

六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法第四百十二条の八の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの
- 三 森林組合法第百一条第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第二項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの
- 五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会
- 六 株式会社商工組合中央金庫
- 七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

(業務の委託)

第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第二号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。）又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）に委託することができる。

3 前二項に規定する者（債権回収会社を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(区分経理)

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）
- 二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「林業信用保証業務」という。）
- 三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保険業務」という。）

第四章 雑則

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるとき

は、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十六条 削除

第五章 罰則

第二十七条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（目的等）

第一条 （略）

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 （略）

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 〃 9 (略)

(中期目標管理法人の役員の任期)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 中期目標管理法人の役員（中期目標管理法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 中期目標管理法人の役員は、再任されることができる。

(国立研究開発法人の役員の任期)

第二十一条の二 国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該国立研究開発法人の第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において単に「中長期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、中長期目標の期間が六年又は七年の場合であつて、より適切と認める者を任命するため主務大臣が特に必要があると認めるときは、中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単

に「初日」という。）以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期は、任命の日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までとすることができる。

一 中長期目標の期間が六年の場合 初日から三年を経過する日

二 中長期目標の期間が七年の場合 初日から三年又は四年を経過する日

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、補欠の国立研究開発法人の長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 (略)

5 国立研究開発法人の役員（国立研究開発法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の国立研究開発法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 国立研究開発法人の役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十三条 (略)

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3・4 (略)

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二（五）（略）

3 （略）

（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（四）（略）

（年度計画）

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 （略）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 （略）

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に對して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に對しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 （略）

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に對し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるこ

とを命ずることができる。

(中長期目標)

第三十五条の四 (略)

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 五 (略)

3 六 (略)

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 六 (略)

七 剰余金の使途

八 (略)

3 四 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 (略)

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 六 (略)

7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8 (略)

9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない）独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2～5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その

残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

4 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付

するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（不要財産に係る民間等出資の払戻し）

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（他の中期目標管理法人役員についての依頼等の規制）

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役員若しくは当該中期目標管理法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法人役員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法人役員であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二・三 （略）

四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したものの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法人役員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 （略）

3
5 （略）

6 第一項の規定によるもののほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六 中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 中期目標管理法人役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標管理法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（国立研究開発法人への準用）

第五十条の十一 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条の七第一項」と読み替えるものとする。

（報告及び検査）

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農学工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所（以下「農業者大学校等」という。）の職員にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあつては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 （略）

3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 （略）

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては国立研究開発法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては国立研究開発法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各省各庁の長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、各省各庁の長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

7 各省各庁の長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 各省各庁の長等は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、総務大臣に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

（退職手当の返納）

第十二条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ （略）

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもの占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

②・③ （略）

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（抄）

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)

第四百四十九条 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第一条及び第二条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に改める。
(略)

(独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正)

第五百十条 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

(略)

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号) (抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条、第十二条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

○ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「被保険者」とは、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(以下「船員」という。)として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

2 (略)

2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(廃棄処分)

第十四条 植物防疫官は、前条第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

(手数料の徴収及び委任規定)

第十五条 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を徴収することができる。

2 第十一条の規定は、第十三条第一項又は第二項の検査について準用する。

(適用除外)

第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。

一 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗

二 都道府県又は独立行政法人種苗管理センターが生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗

三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

（センターが実施すべき人工ふ化放流）

第二十條 農林水産大臣は、毎年度、^{きぎ}溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画においては、当該年度において人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、センターに通知しなければならない。
- 5 センターは、前項の規定による通知を受けたときは、当該計画に従つて人工ふ化放流を実施しなければならない。

（受益者の費用負担）

第二十一條 センターは、溯河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前条第一項の人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。

第四章 補助

（補助）

第三十一條 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 都道府県知事が管理計画に基づいて行う保護水面の管理に要する費用
- 二 溯河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者（第二十四条第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く。）が、当該水面において、第二十三条第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用
- 三 センター以外の者が溯河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四條の三 行政執行法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（行政執行法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する行政執行法人」とあるのは「並びにその所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中

「林野庁」とあるのは「林野庁及び国立研究開発法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する行政執行法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一号及び第三号中「行政執行法人の負担に係るもの」とあるのは「行政執行法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第六項から第八項までの規定中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「行政執行法人」とあるのは「行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第二（第二百二十四条の三関係）

名	称	根	拠	法
(略)		(略)		
独立行政法人種苗管理センター		独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）		
(略)		(略)		
独立行政法人水産大学校		独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）		
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）		
国立研究開発法人農業生物資源研究所		国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）		
国立研究開発法人農業環境技術研究所		国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）		
(略)		(略)		
国立研究開発法人水産総合研究センター		国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）		
(略)		(略)		

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一・二 （略）

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
(略) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号(業務の範囲)の業務に関する文書	(略) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
(略) 漁業災害補償法第一百一条第一項(事務の委託)に規定する事務の委託に関する文書又は同法第九十六條の三第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二号(業務)に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。)	(略) 漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合
(略)	(略)

○ 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)(抄)

(事務の委託)

第一百一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林水産省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 (略)

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

第九十六條の三 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務(以下「漁業災害補償関係業務」という。)を行う。

- 一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け
- 二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証
- 三・四 (略)

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（出願品種の審査）

- 第十五条 農林水産大臣は、出願者に対し、出願品種の審査のために必要な出願品種の植物体の全部又は一部の資料の提出を命ずることができる。
- 2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定による現地調査を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。
- 4 栽培試験の項目、試験方法その他第二項の栽培試験の実施に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 5 種苗管理センターは、農林水産大臣の同意を得て、第二項の規定による栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。
- 6 農林水産大臣は、第二項の栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、種苗管理センターに対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

（登録品種の調査）

- 第四十七条 農林水産大臣は、登録品種の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、育成者権者又は専利用権者に対し登録品種の植物体の全部又は一部の資料の提出を命ずることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は種苗管理センターに栽培試験を行わせるものとする。
- 3 第十五条第三項から第六項までの規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

（種苗管理センター又は家畜改良センターによる指定種苗の集取）

- 第六十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農林水産省令で定める区分により、種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により種苗管理センター又は家畜改良センターに集取を行わせる場合には、種苗管理センター又は家畜改良センターに対し、当該集取の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 3 種苗管理センター又は家畜改良センターは、前項の指示に従って第一項の集取を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項の場合において種苗業者の要求があったときは、同項の規定により集取をする種苗管理センター又は家畜改良センターの職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(種苗管理センター又は家畜改良センターに対する命令)

第六十四条 農林水産大臣は、前条第一項の集取の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、種苗管理センター又は家畜改良センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(命令違反に対する過料)

第七十四条 第十五条第六項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした種苗管理センター又は家畜改良センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十一号) (抄)

附 則

(開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)

第七条 施行日の前日において厚生年金基金(開発センターの事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者(開発センターの役員又は職員であつた者に限る。)で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員である期間に限る。)に係るもの)に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(農林水産省共済組合の組合員であつた期間(センター又は国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員であつた期間に限る。)に係るもの)を含む。)がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法附則第九条の第三項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

○ 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号) (抄)

(緊急時の要請等)

第二十七条 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があつたときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項、国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第十三条第一項若しくは国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条の規定による命令をしよう求めることができる。

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）

（立入検査等）

第三十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

2・3 （略）

（センター等による立入検査等）

第三十二条 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター 農林水産大臣

二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 経済産業大臣

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

2 農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センター等は、前項の規定による指示に従って第一項の規定による立入検査等をする場合には、遺伝子組換え生物等に関し知識経験を有する職員であつて、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならない。

4 センター等は、第二項の規定による指示に従って第一項の規定による立入検査等を行ったときは、農林水産省令、経済産業省令又は厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。

9～11 （略）

別表第一（第二条関係）

一～二十二 （略）

二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

二十四 国立研究開発法人農業生物資源研究所

二十五 国立研究開発法人農業環境技術研究所

二十六・二十七 （略）

二十八 国立研究開発法人水産総合研究センター

二十九～三十八 （略）

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（農林水産技術会議）

第十二条 本省に、農林水産技術会議（次条から第十六条までにおいて「会議」という。）を置く。

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。
- 二 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究に関する事務の調整に関すること。
- 三 農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関すること。
- 四 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関すること。
- 五 次に掲げる独立行政法人に關すること。
 - イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 - ロ 独立行政法人農業生物資源研究所
 - ハ 独立行政法人農業環境技術研究所
 - ニ 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 六 都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の助成に関すること。
- 七 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。